平成２９年（フ）第６８号
山形県米沢市万世町牛森4600番地の９
債務者　市川　　桜
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６９号
山形県米沢市通町４丁目11番34号
債務者　諸橋　亮一
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第７１号
山形県米沢市大字花沢188番地の３コーポ花沢102号室
債務者　平　　祥子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１７６号
群馬県伊勢崎市三和町2405番地56
債務者　三ツ橋正人
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９８号
群馬県前橋市広瀬町１丁目22番地５　川端ハイツ２号
債務者　女屋小百合（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2029番地10　ロジュマン上諏訪18号館203
債務者　愛敬　　豊
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
群馬県高崎市昭和町３番地１　シャルマンコーポ高崎　304号
債務者　関口　幸子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７９０号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目212番地　グレスコート吉川Ｆ－107号、旧住所埼玉県蓮田市大字黒浜1417番地　グレスコート吉川Ｆ－107号
債務者　細井ひろみ
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４２号
埼玉県戸田市早瀬２丁目27番５－301号
債務者　井上　千裕（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７２号
埼玉県上尾市原市中３丁目13番地１、旧住所埼玉県上尾市大字原市692番地９　704号
債務者　長尾　陽介
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７２号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第一寮
債務者　川端　政一
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
埼玉県春日部市中央６丁目５番地17　サンパレス司301号
債務者　渡辺　　篤
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
埼玉県春日部市南３丁目14番４号　ワコーレ春日部Ⅱ－101号
債務者　三上　信乃
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０２８号
名古屋市中川区八熊２丁目１番５号　森ビル602号
債務者　清水香奈子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２９号
京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地　市営住宅山ノ本２棟216
債務者　田中寿枝こと　崔　　壽枝
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１９号
京都市下京区下松屋町通松原下る上長福寺町221番地　ライオンズマンション五条大宮第二　601号
債務者　杉山　貴久
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２３号
京都市西京区樫原塚ノ本町15番地１　樫原マンション　205
債務者　畑中　卓也
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係